

# 国保連合会だより



NO. 27-8  
平成28年 3月16日  
静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL (054) 253-5581  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## ◎平成28年度診療報酬等の支払予定日は次のとおりです。

### (1) 電子情報処理組織等を使用して請求を行う保険医療機関等

請求月	支払月	振込日
平成28年 3月	平成28年 4月	20日(水)
平成28年 4月	平成28年 5月	20日(金)
平成28年 5月	平成28年 6月	20日(月)
平成28年 6月	平成28年 7月	20日(水)
平成28年 7月	平成28年 8月	19日(金)
平成28年 8月	平成28年 9月	20日(火)
平成28年 9月	平成28年10月	20日(木)
平成28年10月	平成28年11月	18日(金)
平成28年11月	平成28年12月	20日(火)
平成28年12月	平成29年 1月	20日(金)
平成29年 1月	平成29年 2月	20日(月)
平成29年 2月	平成29年 3月	17日(金)

### (2) 紙媒体を使用して請求を行う保険医療機関等

請求月	支払月	振込日
平成28年 3月	平成28年 4月	25日(月)
平成28年 4月	平成28年 5月	25日(水)
平成28年 5月	平成28年 6月	24日(金)
平成28年 6月	平成28年 7月	25日(月)
平成28年 7月	平成28年 8月	25日(木)
平成28年 8月	平成28年 9月	23日(金)
平成28年 9月	平成28年10月	25日(火)
平成28年10月	平成28年11月	25日(金)
平成28年11月	平成28年12月	22日(木)
平成28年12月	平成29年 1月	25日(水)
平成29年 1月	平成29年 2月	24日(金)
平成29年 2月	平成29年 3月	24日(金)

## ◎入院時食事療養費等の見直しについて

平成28年4月1日から、入院時食事療養費の食事療養標準負担額及び入院時生活療養費の生活療養標準負担額について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から下記のとおり変更になります。

なお、平成30年4月1日にも変更となりますので、御注意願います。

### 記

#### 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額（入院時の食事代）

（太線枠囲み部分について、告示改正により負担額を引き上げる）

		一般病床・精神病床等	療養病床	
			医療区分Ⅰ (医療区分Ⅱ、Ⅲ以外)	医療区分Ⅱ、Ⅲ
65歳未満	一般所得	<u>一食 260 円</u> ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円	<u>一食 260 円</u> ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円	<u>一食 260 円</u> ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円
	低所得 (市町村民税非課税者)	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円
65歳以上	一般所得	<u>一食 260 円</u> ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円	一食 460 円、居住費 320 円 ※ 管理栄養士又は栄養士による適時・適温の食事の提供等の基準を満たさない場合、一食 420 円、居住費 320 円	<u>一食 260 円、居住費 0 円</u> ⇒28年度～一食 360 円 ⇒30年度～一食 460 円
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	一食 210 円 ※90日超で、一食 160 円	一食 210 円、居住費 320 円	一食 210 円、居住費 0 円 ※90日超で、一食 160 円
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の70歳以上の者)	一食 100 円	一食 130 円、居住費 320 円 ※老齢福祉年金を受給している場合、一食 100 円、居住費 0 円	一食 100 円、居住費 0 円

#### 留意事項

- ※ 表中の負担額引上げ対象者のうち、指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については負担額を据え置く。
- ※ 平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者の負担額は、経過措置として、据え置く。
- 合併症等により転退院した場合、同日内に再入院する者についても、経過措置の対象として、負担額を据え置く。

## ◎子ども医療費助成制度の変更について

平成28年4月1日から藤枝市子ども医療費助成制度の助成内容が次のとおり変更されます。

### 藤枝市 (83220145)

区 分	変更前	変更後
給付内容 (現物給付)	対象年齢：小学6年生まで (12歳に達した日以後の 最初の3月31日まで) ※中学生は償還助成  入 院：500円/日 食事助成なし  通 院：500円/回 (月4回まで)	対象年齢： <b>中学3年生まで</b> (15歳に達した日以後の 最初の3月31日まで)  入 院：500円/日 食事助成なし  通 院：500円/回 (月4回まで)

- ※自己負担額などの変更はありません。
- ※市の予算成立をもって改正されます。
- ※3月末に対象者へ受給者証が送付されます。

御不明な点は、藤枝市役所 児童課 子ども支援給付係 (TEL：054-643-3241) までお問い合わせください。

## ◎福祉医療費受給者証 (子ども・母子・重度) の確認をお願いします。

毎年4月は、市町の医療費助成制度の助成内容変更や、受給者の転居、進級等に伴う受給者資格の異動・喪失が多い月となっています。

請求先市町の誤りや、窓口徴収額の算定誤り等を未然に防ぐため、窓口での被保険者証の確認と福祉医療費受給者証の確認業務を例月以上に努めていただきますよう、御協力をお願いします。

併せて、レセプトコンピュータへの登録・更新漏れのないよう、重ねて御協力をお願いします。

## ◎オンライン又は光ディスク等による請求の診療報酬明細書（レセプト）情報等 について

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」にあるとおり、平成28年4月診療分から診療報酬明細書（レセプト）情報等に「国保連固有レコード（KH）」が記録できなくなります。

必要に応じて委託電算（レセプトコンピュータ）会社様に御連絡のうえ、記録をしないように御対応をお願いします。

なお、平成28年3月診療分より以前のものにつきましては、平成30年4月請求分までの間は、記録できる対応を予定しております。

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様

（医科・DPC・調剤）第1章の3の（4）の「ウ レセプト情報」

（歯科）第1章の3の（4）の「エ レセプト情報」

（ウ）国保連固有情報レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“KH”を記録する	記録は省略する。ただし、平成28年3月診療分までの間は、記録しても差し支えない。
国保連固有情報	英数又は漢字	100	可変	任意のフォーマットとする。	